

相談支援センター夢工房（特定・障害児） 重要事項説明書

本重要事項説明書は、特定相談支援および障害児相談支援の提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所の概要や提供するサービスの内容について、ご本人等に説明するものです。

1. 事業者の概要

名 称	社会福祉法人 元気村
法人所在地	埼玉県鴻巣市東1丁目1番25号
電 話 番 号	048-544-0880
代表者氏名	理事長 神成 裕介
設立年月日	1993年1月20日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定計画相談支援・指定障害児相談支援 2025年5月1日指定 埼玉県 1131700682号・1171700162号
事業の目的・運営方針	<ul style="list-style-type: none">・障害者総合福祉法に基づく特定相談支援ならびに児童福祉法に基づく障害児相談支援の円滑な運営管理に努めます。・利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重し、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、適切な相談支援を行います。・地域の多様な関係機関等と連携を図り、地域社会の発展に努めます。・関係法令等を遵守するとともに、従事者の自己研鑽に励み、専門性の向上に努めます。
事業所の名称	相談支援センター夢工房
事業所の所在地	埼玉県鴻巣市下谷41
連絡先	電話 070-3326-0400 FAX 048-544-0050
管理者	大崎 紗子
職員体制	管理者兼相談支援専門員 1名
開設年月	2025年5月1日

3. サービス内容

営業日	月曜日から金曜日 ※祝日と12月29日～1月3日はお休み
営業時間	9時00分～17時00分
実施地域	北本市・鴻巣市 ※実施地域以外は応相談
特定相談支援	サービス等利用計画書の作成およびモニタリングの実施 等
障害児相談支援	障害児支援利用計画書の作成およびモニタリングの実施 等

※他法人の指定特定相談支援事業所と一緒に管理運営をすることにより、より質の高い相談支援を行うことが見込まれる場合には、法人間で協定を締結し所轄庁に届出のうえ実施していきます。

4. サービス利用料金および利用者負担

相談支援利用料	法定代理受領の場合は、利用者の自己負担はありません。 なお、受領した利用料の額については、利用者に通知します。 ※ただし、利用者の希望により法定代理受領を行わない場合には、厚生労働省が定める基準額を事業者に対し支払うものとします。
交通費	実施地域以外の地域を訪問した際には、実費をいただきます。 ①自動車を使用した場合 ・事業所から片道25km未満 250円 ・事業所から片道25km以上 500円 ②公共交通機関を利用した場合 ・移動にかかった費用全額
コピー・通信費等に要する費用	ご本人の記録や情報の開示に際して必要な複写料及びご本人の要件に関わる通信費等については実費負担とします。

※交通費の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日までに請求しますので、所定の期日までに現金でお支払いください。

5. 苦情の受付について

受付担当者	相談支援専門員 大崎 純子
苦情解決責任者	管理者 大崎 純子
受付時間	月曜日から金曜日 9時00分～17時00分 ※祝日と12月29日～1月3日はお休み
電話番号	070-3326-0400
FAX番号	048-544-0050

※ 上記窓口で解決できない場合は下記窓口でも対応いたします。

【社会福祉法人元氣村 法人グループ本部事務局】

受付時間	月曜日から金曜日 9時00分～18時00分 ※祝日と12月29日～1月3日は除く
電話番号	048-631-0070

【行政機関その他の苦情受付機関】

鴻巣市役所 障がい福祉課

住所	埼玉県鴻巣市中央1-1
受付時間	月曜日から金曜日 8時30分～17時15分 ※土日、祝日は除く
電話番号	048-541-1321

埼玉県運営適正化委員会

住所	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65彩の国すこやかプラザ1F
受付時間	月曜日から金曜日 9時00分～16時00分 ※土日、祝日は除く
電話番号	048-822-1243

第三者委員：鴻巣地区 加藤 典子 氏

住所	埼玉県鴻巣市松原3-17-5
電話番号	048-822-1243
携帯番号	090-4628-7457

6. 利用者の記録および情報の管理等

- (1) 利用者の個人情報については、個人情報保護法に基づいた対応を行います。
ただし、サービスや支援の向上における行政や事業所等の関係機関との連絡調整や会議等、緊急時における医療機関等への連絡などにおいて、情報提供が必要となる場合があるため、それらについては利用者の同意（別紙「個人情報使用同意書」）に基づき対応します。
- (2) 関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。保存期間は、相談支援を提供した日から5年間となります。